



「藤田7号機場」の建屋とその内部（10頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	FAX(086)263-5244 (086)267-3002 (086)267-3001(FAX兼用) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶及び提案趣旨説明	2
平成22年度一般会計決算状況……	4
臨時総代会開催……	5
地区及び組合員の状況……	5
土地改良区の財産状況……	6
平成22年度操作作業決算状況……	7
平成22年度藤田用水決算状況……	7
平成22年度土地改良事業実績……	8
児島湖ふれあい環境フェア……	9
児島湖流域清掃大作戦……	10
事務局人事異動……	10
役員(理事)補欠選挙……	11
転用等、地区除外に伴う決済金……	12

平成23年度第1回臨時総代会挨拶 並びに提案趣旨説明

平成23年10月6日

理事長 宮 武 博



平成23年度第1回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代の皆様には、実りの秋を迎え、収穫作業を前に何かとご多忙のところ早朝よりご出席を賜り誠にありがと

うございます。

本日出席の皆様には児島湾土地改良区組合員の代表として、平素より本土地改良区に対しまして格別のご理解とご協力をいただき心より感謝いたしております。

さて、先月の台風12号は岡山県を13年ぶりに直撃し記録的な雨量をもたらしました。台風の時速は10キロから15キロという自転車並みのスピードで長時間、広範囲に強い雨を降らせました。児島湾土地改良区の管内でも低い土地での浸水はありましたが、懸命の排水作業を行ったことにより、区域全域にわたる甚大な被害の発生を食い止めることが出来ましたことは幸いでありました。

しかし、紀伊半島を中心に記録的な豪雨に見舞われた和歌山・奈良・三重の三県を始め全国で百名を上回る死者・行方不明者を出したことを思いますと岡山県の南部に位置します私たちのこの地域は大きな自然災害に会いにくい地域であると思われませんが、今後も備えを怠ることなく万全の体制を敷いてまいります。

次に、総代会で何度も申し上げていますが、児島湾干拓地の広大なこの区域は皆様方の協力のもと、児島湾締切堤防等の適正な操作管理により築堤以来50年余にわたり全国に誇れる農業地域として発展してまいりました。

その中で、締切堤防は海拔ゼロメートル地帯であります児島湾干拓地を第二線堤防の海岸・河川堤防と一体で塩害・旱害からこの地域を守ってまいりました。

この締切堤防の受益は児島湾土地改良区管内の農地は平等であり、私たちの先人の努力と協力によって今日まで守られてきたことを私共の共通の認識として再確認し、また、時代の変化によりますます水質の悪化や大量の水草やゴミが児島湖に流入してくる等の環境問題が複雑に重なってくる中で児島湾土地改良区が存在がますます問われているところでございます。だからこそ行政の的確な指導と大きな助成が必要であると考えているところでございます。



締切堤防は道路ではなく他目的使用とことから昭和34年岡山市議会を始め県議会、さらに国会へと社会問題となって議論され、昭和49年10月に堤防の無料通行が実現し、以後、県管理事業として本土地改良区において操作作業を受託し適正に操作管理を行なってまいりました。これからも引き続き組合員の皆様方のご期待に沿うよう適正な操作管理を行なってまいります。

以上、児島湾土地改良区の経緯と経過を申し上げますでしたが、本土地改良区に与えられた農用地の基盤整備と農業施設の適正な維持管理という目的達成のため、また、本区域の発

展のため、全力を尽くしてまいります。

議案の説明に入ります前に、一昨年 of 臨時総代会で平成22年度賦課金の改定の議決について皆様より可決決定をいただきまして、今年度も7月1日に10アール当たり2千円で通知書を発行しております。総代各位には昨年 from 地元の組合員の皆様に完全納付の啓発に努力していただいておりますが、今年9月末現在で97%を上回る徴収率であります。そのことをここにご報告するとともに総代の皆様にお礼を申し上げます。



さて、本日は議案審議の前に、浦安地区の玉岡晋理事の辞任により、第1区の理事が欠員となっておりますので、役員補欠選挙を実施いたします。総代各位には何卒よろしくお願いたします。

次に、本総代会に提出しております各議案は、すでにご案内申し上げておりますので、十分ご検討いただいていることと存じます。

本日ご審議いただきます議案は、各委員会、理事会で慎重に審議し、監事会で監査していただいたものを、ここにご提案しております。

総代各位には十分なるご審議をいただきまして、承認いただきますようお願いいたします。

それでは、本日提案しております議案の趣旨説明をいたします。

まず、**議案第1号**は、平成22年度事業報告の承認についてであります but、本件は、地区及び組合員の状況、土地改良事業、児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業、藤田用水管理事業の実施状況及び事務の経過、規約・諸規程の改正等であります。

次に、**議案第2号**は、平成22年度一般会

計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認についてですが、本件は賦課金の改定を行った後の最初の決算であります。

土地改良事業は、7億4千117万6千円の事業費となり、前年対比4.8%の増となっております。

一般経常費につきましては引き続き経費の節減を計り執行してまいりました。

その結果、賦課金調整基金と退任慰労金退職手当積立金へ2千193万円を繰出し一般経常費は1億1千662万円の決算となっております。

議案第3号は、平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認について but、本件は岡山県との契約に基づき、操作作業を実施した内容の決算であります。



次に、**議案第4号**は、平成23年度関係土地改良事業計画変更の議決について but、本件は、当初44地区、6億9千850万円の計画事業費としていましたが、関係機関とも内容を検討し調整しました結果、組合員の要望に答えるように考えて地区数は増減なしの44地区、事業費で9千700万円減の6億150万円に変更するものであります。

また、**議案第5号**は、平成23年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について but、本件は、前議案の土地改良事業の変更に伴ない借入金を変更するものであります。

議案第6号、平成23年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)の議決について but、土地改良事業の変更と前年度決算による繰越金の変更が補正の主なものであります。



次に、**議案第7号**、平成23年度児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業計画変更の議決についてですが、本件は去る3月開催の通常総代会で委託作業計画を2億5千947万3千円で議決をいただいていたのですが、東日本大震災等の影響により2億4千876万6千円で作業計画を変更するものであります。

次に、**議案第8号**、平成23年度特別会計見

島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算(案)の議決についてですが、本件は前議案の作業計画の変更と22年度決算により前年度繰越金が確定しましたので補正するものであります。

議案の内容につきましては、後程議案審議の際、担当より詳細に説明をさせますので、ご意見、ご示唆をいただき適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

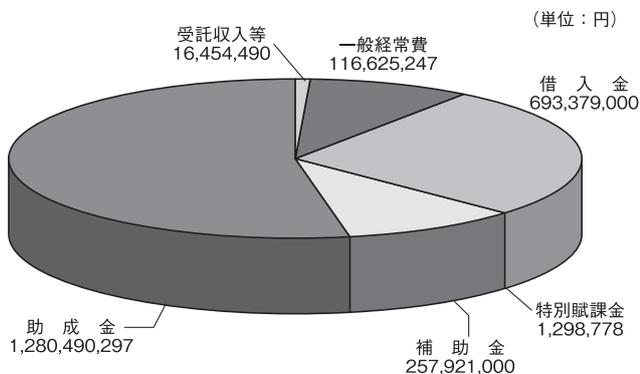
以上、本日提出しています議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、本土地改良区に関する諸問題につきましては、役職員一同努力を重ねて参る所存であります。

総代各位におかれましても、格段のご理解とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案趣旨説明とさせていただきます。

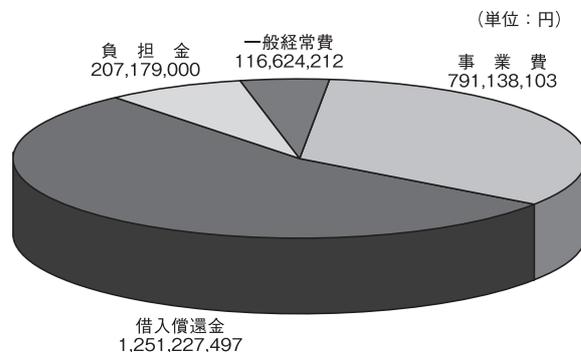
◇平成22年度一般会計決算について

【一般会計】

収入合計 2,366,168,812円

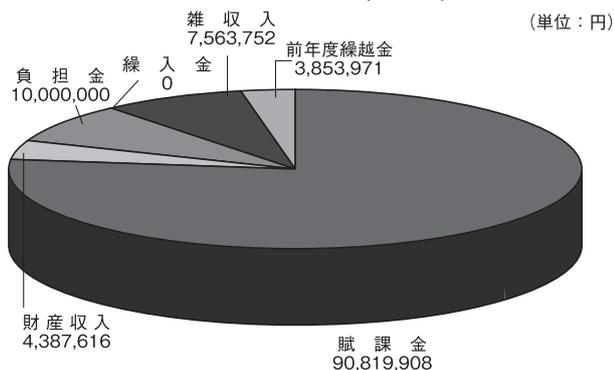


支出合計 2,366,168,812円

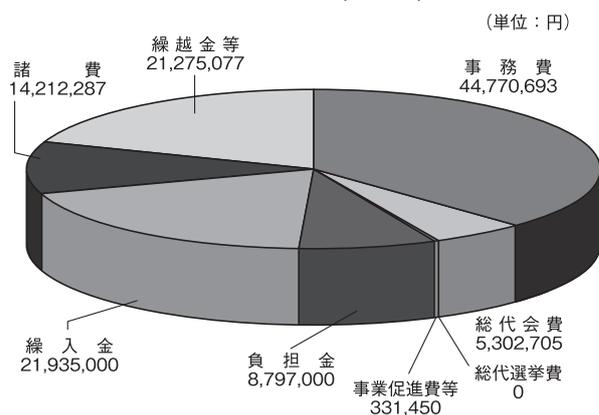


【一般経常費の内訳】

収入合計 116,625,247円



支出合計 116,624,212円



◇平成23年度第1回臨時総代会の開催について

平成23年度第1回臨時総代会が、平成23年10月6日(木)本土地改良区4階大会議室において、総代65名、役員10名出席のもとで開催されました。

当日の議長には「守屋英夫」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明と役員(理事)補欠選挙の後、議案審議に入り、8議案が満場一致で原案のとおり承認・可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

議案第1号 平成22年度事業報告の承認について

議案第2号 平成22年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について

議案第3号 平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認について

議案第4号 平成23年度関係土地改良事業計画変更の議決について

議案第5号 平成23年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

議案第6号 平成23年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)の議決について

議案第7号 平成23年度児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業計画変更の議決について

議案第8号 平成23年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算(案)の議決について

◇地区及び組合員の状況 (平成22年度末)

平成23年5月31日調整

属 地 に よ る 区 分		22年度末地積	22年度末組合員数
第1区	岡山市南区(浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成)	2,821,777㎡	353人
第2区	玉野市(東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木)	3,430,497	402
第3区	岡山市南区(迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎)	3,958,558	552
第4区	岡山市南区(西七区、北七区)	7,116,535	373
第5区	倉敷市(藤戸町藤戸、藤戸町天城)、岡山市南区(植松)	1,262,098	324
第6区	岡山市南区(東畦、内尾)	4,380,439	538
第7区	岡山市南区(中畦)	3,653,180	316
第8区	岡山市南区(曾根、西畦)	3,930,367	353
第9区	岡山市南区藤田(旧藤田村大曲、旧藤田村都)	4,746,142	342
第10区	岡山市南区藤田(旧藤田村錦)	2,296,951	232
第11区	岡山市南区藤田(旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区)	6,560,410	505
計		44,156,954㎡	4,290人

◇平成22年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。
(平成23年5月31日調整)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	105,406,792
現金及び預金	105,406,792
一般会計	18,822,193
開発行為等同意協力金特別会計	85,165,889
藤田用水管理事業特別会計	1,418,710
未 収 入 金	8,286
未収賦課金	8,286
特 定 資 産	723,562,253
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	173,135,546
賦課金調整基金見返預金	134,008,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	60,401,117
農地転用決済金見返預金	69,060,160
県営事業賦課金見返預金	11,753,909
国営事業補償工事見返預金	71,962,621
藤田用水整備積立金見返預金	3,240,182
固 定 資 産	104,011,430
土 地	12,365,000
建 物	83,738,513
備 品	7,607,717
出 資 金	300,200
資 産 合 計	932,988,761
(負 債)	(円)
長 期 負 債	9,390,781,584
借 入 金	9,390,781,584
そ の 他 負 債	723,562,253
賦課金軽減基金	200,000,000
備荒基金	173,135,546
賦課金調整基金	134,008,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	60,401,117
農地転用決済金	69,060,160
県営事業賦課金	11,753,909
国営事業補償工事	71,962,621
藤田用水整備積立金	3,240,182
負 債 合 計	10,114,343,837

◇平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,596,320
作業受託収入	258,964,000
雑収入等	909,545
計	262,469,865

収入支出差引残額 金2,843,827円は
平成23年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	2,343,020	4,867,515			7,210,535
施設管理費	90,580,081	23,373,893			113,953,974
施設費	3,255,617	6,633,283	9,703,864		19,592,764
調査費	170,520				170,520
諸油脂費	211,333	455,649			666,982
整備補修費		57,948,345			57,948,345
電力費	4,593,237	49,244,660		1,257,506	55,095,403
附帯事務費				0	0
消費税				4,325,477	4,325,477
単独補修費				0	0
諸費				662,038	662,038
計	101,153,808	142,523,345	9,703,864	6,245,021	259,626,038

◇平成22年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	1,415,692
作業受託収入	34,564,950
管理賦課金	3,600,672
雑収入等	3,018
合計	39,584,332

[支出]

(単位：円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	3,684,807	0	
施設管理費	13,818,000	2,160,000	
施設費	1,269,908	293,204	
調査費	131,985		
諸油脂費	121,389	81,528	
整備補修費	1,771,350	165,900	
電力費	12,662,686	501,080	
諸費	657,300	390,960	0
整備積立金		8,000	
消費税	447,525	0	
小計	34,564,950	3,600,672	0
合計			38,165,622

収入支出差引残額 金1,418,710円は
平成23年度に繰り越す。

◇平成22年度土地改良事業実績について

平成22年度土地改良事業は、元気な地域づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小規模、非補助の各種土地改良事業を合計58地区で事業費741,176千円を実施しました。

◎元気な地域づくり交付金

(1)農業用排水施設 7地区 145,900千円

地区名	錦六区汐廻、錦六区汐廻2、曾根97、曾根108、内尾排水 内尾132、南七区5条
-----	---

◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(1)農業用排水施設 9地区 306,000千円

地区名	北七区6条1、明石、東畦2番2、東畦大用水2、岡町5番川 沖町3番川、沖町8番川、錦六区汐廻3、西七区5条1
-----	---

◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 3地区 27,620千円

地区名	妹尾川沿北、西七区8号、内尾54
-----	------------------

◎非補助土地改良事業

(1)農道舗装 2地区 5,200千円

地区名	錦六区11番舗装、曾根17番舗装
-----	------------------

(2)かんがい排水 37地区 256,456千円

地区名	東畦21、東畦21-2、内尾108、内尾59、内尾99 中畦130-1、中畦63、西畦沿、錦沖4北、錦沖4南 錦六区汐廻上、都六区横1北2、都六区横1南、鞆津川1、都縦貫新川樋門 錦西8号樋門、錦東39樋門、錦六区悪水樋門1、錦六区横1樋門 宮島上、西七区5号、西七区支線25号、西七区支線33号 西七区支線45号、西七区支線53号、北七区支線18号 北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号、 北七区支線80号、沖3番川西樋門、丘3番川西樋門、西谷川沖1番川樋門 六間上、片岡浜3番川、片岡浜6番川、東1番川
-----	---

◇事務局長に「山内一宏」氏が就任

平成23年8月1日付で、次長（事業調整・農村整備課・施設管理課担当）の山内一宏氏が、本土
地改良区の事務局長に就任しました。

就 任 の あ い さ つ

事務局長 山 内 一 宏



謹んで就任のごあいさつを申し上げます。
組合員の皆様方にはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は改良区に対しましてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、私ことこのたび児島湾土地改良区事務局長の任を拝命し、さる8月
1日付をもちまして就任いたしました。
はなはだ微力ではございますが、この大任をお受けしたうえは、一意専心、
改良区の発展に全力を尽くす所存でございます。

なにとぞ、組合員の皆様方には前任者同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。
まずは、「水土里ネット児島湾だより」の紙面を借りましてご挨拶を申し上げます。

児島湖ふれあい環境フェアへ参加

児島湖流域の環境保全について県民の意識と関心を
深めるため、岡山県では「児島湖ふれあい環境フェア」
を開催しています。

児島湖が昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づ
く指定湖沼に指定され、岡山県では5年ごとに湖沼水
質保全計画を定め水質の改善に取り組んでいます。

その中で昭和62年から小中学生による児島湖流域環
境保全推進ポスターコンクールを行っており、優秀作
品を表彰してきました。

児島湖流域下水道浄化センターで毎年開催されてい
る「地域と下水道のふれあいデー」が台風12号の影響で中止になった関係で、今年岡山県知事賞の表彰



岡山県知事賞の表彰



入賞者による記念撮影

ました。環境フェアの中でポスターコンクール入
賞者の表彰式が行われました。

児島湾土地改良区では児島湖流域環境保全対策
推進協議会の会員として毎年同フェアに職員が参
加しており、今年も残暑厳しい中児島湖流域環境
保全推進ポスターコンクールの表彰式に職員が参
加しました。

これからも児島湖の水質が改善されるよう、児
島湖に係わるイベントに積極的に参加し、水質改
善の啓蒙啓発に取り組んでまいります。

児島湖流域清掃大作戦今年は中止

岡山県では、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となって、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。

その行事の一環として、毎年9月の第1日曜日に児島湖をはじめ流入河川等に於いて、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国県市町職員が参加し、特に児島湖流域に居住する県民の意識高揚を図るために「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今年も9月4日(日)に、児島湖流域4市1町の計10会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「第25回児島湖流域清掃大作戦」が予定されていましたが、台風12号が岡山県を直撃した影響により、総社市の2会場（9月11日に順延）を除く8会場での清掃活動が中止になりました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかな改善の方向にあります。

岡山県ではさらなる水質の改善に向けて「第6期湖沼水質保全計画」（2011年度～2015年度）を本年度中に策定いたします。

児島湾土地改良区としましても、関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせて児島湖の水質改善に努め、更に地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

◇事務局人事異動

○退職

平成23年6月30日付 石井邦彦 (事務局長)

○昇任 (平成23年8月1日付)

事務局長 (嘱託) 山内一宏 (次長 事業調整・農村整備課・施設管理課担当)

○採用 (平成23年8月1日付)

次長 事業調整・農村整備課・施設管理課担当 (嘱託) 佐山義和 (新規)

○退職

平成23年9月30日付 伊東俊二 (総務課 賦課徴収係 課長補佐)

表紙の解説

名称：藤田7号機場、所在地：岡山市南区藤田都六区、事業名：藤田開拓建設事業、設置年：昭和18年、使用目的：用水・排水、受益面積：用水・329ha、排水・391ha、ポンプ形式：縦軸軸流、ポンプ口径：1,220^{mm}、台数：1台、排水量：2.15^{m³/S}

◇役員(理事)の欠員に伴う補欠選挙執行

玉岡晋理事の辞任に伴い第1区被選挙区(浦安地区)の欠員となっていた理事の補欠選挙が、役員選挙規程第28条により平成23年10月6日開催の平成23年度第1回臨時総代会で行われ、新しい理事が無投票で次のとおり選出されました。

◎理 事

被選挙区	氏名	住 所	摘 要
第 1 区	はた だ まもる 旗 田 守	岡山市南区浦安西町76-2	新 任

選出された役員の任期は、平成23年10月14日から平成24年4月15日までです。

おくやみ

第10区(藤田錦地区)の岡田一郎総代が去る6月11日に逝去されました。
心よりご冥福をお祈りいたします。(総代期間：H 8. 8. 2～H23. 6.11)

役員(理事)の退任

第1区(浦安地区)の玉岡晋理事が一身上の都合により平成23年8月31日で退任されました。平成16年4月16日に理事に就任され7年余にわたり児島湾土地改良区の運営にご尽力をいただきました。長い間ありがとうございました。

※ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

家庭からの廃棄物やコーヒー、ビール等の空缶、また、肥料等の空袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む物もあります。

そのためこれらのゴミ処理に児島湾土地改良区は、毎年莫大な経費(約一千万円)を費やしその量は、年々増大しています。

これらを改善するには、川を愛護し、水をきれいにするという住民一人一人の自覚と意識を更に広めていただき、このことを一人一人が実行していくことが最善の策と思われます。そして「ゴミを捨てない」運動を組合員の皆様とより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、私たちに親しみのもてる水辺環境に組合員の皆様と共にして行こうではありませんか。

改良区からのお願いです。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成23年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。(平成23年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり 8.93円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 30.02円

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり38.95円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者から通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合(農地の売買、経営移譲、贈与等)、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業(道路、河川、学校用地、公園等)用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)